

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を，法第8条第1項の規定により保管していますので，法第8条第2項の規定により，京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成29年4月27日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成29年3月6日	北区	大宮北箱ノ井町	5	—	—	平成29年3月6日
		大宮開町	3	—	—	
平成29年3月14日	伏見区	小栗栖小阪町	2	—	—	平成29年3月14日
		小栗栖森本町	2	—	—	
平成29年3月27日	南区	上鳥羽南塔ノ本町	1	—	—	平成29年3月27日
	伏見区	醍醐大構町	—	—	1	
		醍醐廻り戸町	6	—	—	
		小栗栖宮山	1	—	—	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町42番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)